

## 一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会旅費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会（以下「当法人」という。）の事業及び会議における会議費（旅費等）の支出について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用除外)

第2条 この規程は、総会、当法人が主催する研修会およびその同日に同地区で行われる担当者会には適用しない。

### (会議費の区分)

第3条 会議費の区分は次の各号とする。

- (1) 会場借料
- (2) 旅費
- (3) 活動費

### (旅費の額)

第4条 旅費、活動費の額は、別表に掲げる通りとする。

### (請求方法)

第5条 旅費については、旅費申請兼領収証に記入する。活動費については、所定の請求書・領収書に加え、報告書の記載を以て決済する。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

### (細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議費の支出に必要な事項は理事会の議決により、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年11月1日から適用する。

平成24年5月26日一部改正

別表 1

	愛南	宇和島	西予	八幡浜	大洲 (含内子)	久万	松山 (含伊予)	今治	西条 (旧東予)	新居浜 (旧西条)	四国中央
四国中央	3500	2900	2400	2400	2100	1800	1000	900	500	300	
新居浜(旧西条)	3200	2600	2100	2000	1800	1500	700	600	300		300
西条(旧東予)	3000	2000	1900	1800	1600	1300	500	400		300	500
今治	3200	2600	2100	2000	1800	1500	800		400	600	900
松山(含伊予)	2500	1900	1400	1300	1100	800		800	500	700	1000
久万	2500	1900	1400	1400	1100		800	1500	1300	1500	1800
大洲(含内子)	1300	700				1100	1100	1800	1600	1800	2100
八幡浜	1700	700				1400	1300	2000	1800	2000	2400
西予	1000	400				1400	1400	2100	1900	2100	2400
宇和島	800		400	700	700	1900	1900	2600	2000	2600	2900
愛南		800	1000	1700	1300	2500	2500	3200	3000	3200	3500

◎算出に当たっては、原則国道の距離数を参考としている。

◎道路状況及び時間係数を配慮し、南予地区は10円/km、東予地区は6円/kmで計算。  
ただし今治地区は8/kmとしている。

◎100円の単位で四捨五入する。

◎片道20kmを超えない場合は、対象としない。

◎起点・行き先とも原則職場を基準とし、職場以外が起点・行き先となる場合は、  
額が低いほうを適用する。

◎有料高速道路を利用した場合は、その往復料金を加算して計算する。

◎公共交通機関を利用した場合は、旅費基準を上限とし、その実費とする。

別表 2

時 間	4時間未満のもの	4時間を超えるもの
金 額	1000円	2000円

◎他団体等からの依頼により当法人の代表として出席する会議等へ出席する場合に算定する。

◎主催団体あるいは所属機関等からの活動費の支給がある場合はそれを優先する。